

## 令和3年度 川本町定住促進住宅入居者募集要項

川本町では、定住の促進と地域の活性化のため定住促進住宅（以下「住宅」という。）の入居者を次のとおり募集する。

### 1. 募集する住宅

三原地区定住促進住宅 5号棟

島根県邑智郡川本町大字南佐木 201 番地 22

### 2. 募集戸数

1戸（1世帯）

### 3. 入居開始

決定の日から令和4年3月末まで（詳細な時期は入居決定者と連絡のうえ調整）

### 4. 住宅の間取り、構造及び規模

木造2階建て（間取り：3LDK、延床面積：91.15㎡） ※オール電化住宅

### 5. 応募資格

#### 【必須要件】

- ①夫婦いずれかが町外の方、または転入後3年以内（令和3年10月15日時点）の町内の方で、川本町に定住するための住宅を必要とし、入居後速やかに住所を住宅の場所に移すことができる方。
  - ②入居時において、夫または妻が35歳以下の夫婦である方、もしくは中学生以下のお子さんを一人以上扶養されている世帯
  - ③住宅に15年以上居住し、買い取りを予定する方
  - ④入居時において就労先がある方
  - ⑤家賃及び敷金を支払う能力を有する方
  - ⑥地方税等を滞納していない方
  - ⑦連帯保証人を1名用意できる方
  - ⑧申込者又はその同居人、もしくは同居人の親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない方
  - ⑨入居の決定から令和4年3月31日までの間に入居が可能な方
- 要件を満たす応募が多数の場合は、次の世帯を優先のうえ審査を行う。
- ①入居時点で小学生以下の子どもがいる世帯
  - ②申込時において世帯主の就労先が決まっている世帯

③夫婦ともに 35 歳以下の世帯

## 6. 家賃等

家賃 25,000円/月

敷金 50,000円（入居時）

※家賃の納付は、口座振替等により毎月所定の日に納付すること。

※家賃を滞納した場合は、保証人への連絡、保証人への支払い請求、住宅明け渡し請求、差し押さえ等の処分を科す場合がある。

## 7. 家賃の減額について

入居者からの申告に基づき、扶養し同居する 18 歳未満の子ども（毎年 4 月 1 日現在）の人数に応じて毎年の家賃が減額する。減額は入居後最大 15 年間。

- ・減額 子ども 1 人につき 5,000円/月（上限 3 人分 15,000円/月）
- ・ 1 人あたりの減額期間 1 人の子どもにつき最大 10 年間

## 8. 住宅の売却について

入居後 15 年が経過した場合、居住している住宅を原則買取りしていただく予定とする。なお売却額は、売却時の地価、建物の残存価格などを考慮し決定する。

※参考令和 3 年時点 三原地区周辺地価・・・4,500 円/m<sup>2</sup> 住宅土地面積・・・約 287.59 m<sup>2</sup>

※所有権等も入居者に移転。

## 9. 費用負担等

以下のものは入居者の負担となる。

- ①電気、水道、浄化槽維持管理等の使用料
- ②冷暖房器具等の設置にかかる費用
- ③汚物及びゴミ処理に関する費用
- ④引っ越し作業に伴う電気料金 など

## 10. 退去時の条件

①退去時には、建物及び敷地内の清掃等を行い、入居時の状態に復元すること。

※三原地区定住促進住宅の設置及び管理に関する条例第 15 条第 1 項に定める次の事項に該当する場合、住宅の明け渡しを請求することがあります。

- (1) 不正の行為により入居したとき。
- (2) 家賃を 3 月以上滞納したとき。
- (3) 正当な理由によらないで 15 日以上住宅を使用しないとき。
- (4) 地域社会の平穏を阻害する行為をしたとき。

- (5) 本条例に規定する条項に違反したとき。
- (6) 入居の資格を満たさなくなったとき。（入居の資格：川本町に定住するための住宅を必要とする二人以上の世帯、住宅に長期的に居住することが見込める等）
- (7) 入居者が住宅の全部又は一部を第三者へ転貸したとき。
- (8) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

#### 1 1. その他居住に関する事項

- ①テレビは、川本町ケーブルテレビ（まげなネット）の設置が可能。毎月の使用料は入居者の負担とする。
- ②住宅の又貸し、目的外使用はできない
- ③入居後は自治会等へ加入すると共に、地域活動などへ参加すること。
- ④小中学生はスクールバス等での通学となる。
- ⑤最寄りの保育所  
三原地区：川本北保育所（50m 程度）
- ⑥光ファイバーを使用したインターネット等の利用が可能。接続にかかる費用及び毎月の使用料は入居者の負担とすること。

#### 1 2. 入居応募期間及び場所

- (1) 応募期間 令和3年10月15日（金）17:00まで
- (2) 応募場所 川本町役場まちづくり推進課 定住促進係  
〒696-8501 島根県邑智郡川本町大字川本 271-3
- (3) 応募方法 所定の用紙に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し応募。
  - ・三原地区定住促進住宅入居応募用紙
  - ・ヒアリングシート
  - ・雇用証明書（採用日(予定)及び在職期間の記載のあるもの）※郵送可（当日必着）

#### 【応募を検討されている方へ】

応募にあたり事前に来町し、本町の気候や地域性等の状況を事前に把握した後の応募を推奨。なお、本町での生活や暮らしについての紹介や町の案内は、かわもと移住体験プログラム（かわもと暮らし主催）等により対応可能。

〈かわもと暮らし HP〉 <https://www.kawamotogurashi.jp/>

#### 1 3. 入居者の選考方法

入居選考基準に基づき審査会で決定。

14. 選考結果通知

令和3年10月下旬予定

15. お問い合わせ

○川本町 まちづくり推進課 定住促進係

TEL : 0855-72-0634

FAX : 0855-72-0635

○かわもと暮らし

TEL : 0855-74-2110

HP : <https://www.kawamotogurashi.jp/>